

はこだてF O O Dフェスタ 2025「ハナサクマルシェ」 出 店 募 集 要 綱

1 事業の概要

函館市では若者の創業支援事業の一環として、若手創業（予定）者のテスト販売や顧客開拓に役立てていただくことを目的に、来年2月に函館アリーナで開催予定の「はこだてF O O Dフェスタ」の集客力と発信力を生かし、「はこだてF O O Dフェスタ」内で創業者のためのチャレンジショップ「ハナサクマルシェ」を実施することとし、その出店者を募集します。

【 ハナサクマルシェ開催概要 】

日 時：1日目：令和7年2月22日（土） 11時～20時

2日目：令和7年2月23日（日） 10時～17時

会 場：函館アリーナ（函館市湯川町1-32-2）

募集数：1日目：2事業者

2日目：2事業者 計4事業者

スペース：はこだてF O O Dフェスタ内マルシェブースの1ブースを
2事業者で折半してもらいます。

1小間あたり約1.5m×約3m

はこだてF O O Dフェスタ開催状況は下記からご確認いただけます。

はこだてF O O DフェスタHP：<https://hakodate-food-festa.jp>

2 募集対象者

下記の項目をいずれも満たすこと

- （1）原則創業5年以内の創業者または創業予定者であること
- （2）函館市において商業・法人登記のある法人，函館市に住所を有するか店舗を有する個人または函館市内で創業を目指している創業者であること
- （3）函館市において税の滞納がないこと
- （4）応募者または法人の関係者が暴力団等の反社会的勢力でないこと，
また，反社会的勢力との関係を有していないこと
- （5）はこだてF O O Dフェスタの「出店募集要綱」に同意できること

3 販売可能商品

下記の項目をいずれも満たした商品が販売可能です。※ブースでの調理は不可

- (1) 許可を得ている製造所（菓子製造業，そうざい製造業，乳製品製造業，食肉製品製造業等）で加工調理されたもの
- (2) 食品表示ラベル（原材料名，製造者名，消費期限など食品表示法により表示が義務づけられている事項を記載したもの）のついた包装既製品

※ブースでの調理不可例

- ×複数の材料を容器に入れて提供する ×ドリンクを注ぐ
- ×スイーツのクリームなどを絞る ×汁物を温め注ぐ

（カット済み商品の試食提供は可能です。ただし，手洗いタンクとバケツの設置が必要です。）

4 出店費用

ブース料金は市が負担しますが，下記の経費については出店者にご負担いただきます。

- (1) レンタル備品を使用する場合のレンタル費用
- (2) 商品のPRに必要なサンプル・パンフレット・のぼり等
- (3) 持ち込み備品・製品等の運搬費等
- (4) その他出店に必要な経費

5 注意事項

- (1) 出店の権利を他人（他社）に譲渡することはできません。
- (2) 出店日の第1，第2希望を申請していただきますが，希望どおりの日程とならない可能性がありますので，その旨ご了承ください。
- (3) はこだてFOOD フェスタへの出店に係る申請（出店申請，レンタル備品発注）については，函館市経済部工業振興課がとりまとめて行います。
- (4) 食品衛生法第52条に基づく営業許可については，はこだてFOODフェスタ実行委員会において取得しますが，食品製造を行う施設の許可については出店者が行ってください。また，保健所へ申請を行ったメニュー以外の飲食物の物販等を行うことは禁止します。
- (5) 飲料類（酒類を含む）を販売する際は，実行委員会が認める商品に限るため，事前の協議が必要となります。また，酒類の小売りで「期限付酒類小売業免許」が必要な場合は，出店者が申請し，費用も負担していただきます。

- (6) プロパンガスボンベを持ち込む機材, カセットコンロなどの持込はNGとなります。
- (7) その他注意事項については, はこだて F00D フェスタの「出店募集要綱」に従います。

6 申込書類

- (1) 出店申込書
 - (2) 法人の場合は, **登記事項証明書**※¹ および**身分証明書**※² の写し
個人の場合は, **住民票**※³ の写し
 - (3) 函館市の税に係る**納税証明書**※⁴ の写し
(函館市以外にお住まいで, 店舗が函館にある個人の場合でも, 函館市で発行する納税証明書を提出してください。)
(新型コロナウイルス感染症の影響により, 徴収の猶予を承認された方は, 徴収の猶予承認通知書の写しを提出してください。)
 - (4) 提供する商品やサービスが分かる書類 (カタログ, 写真等)
- ※1, ※3, ※4 の書類は3ヵ月以内に発行したものを提出してください。
※1 は最寄りの法務局等で取得できます。
※2 はマイナンバーカードや免許証など生年月日を確認できるもの。
※3, ※4 は函館市役所および各支所で取得できます。
- 取得の際の様式等はホームページをご覧ください。

(函館市申請書ダウンロード: <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/>)

7 募集期間・応募方法

応募を希望される方は, 「6 申込書類」に記載の必要書類をご用意いただき, 下記提出先まで提出してください。

募集期間: 令和6年10月25日(金)～11月6日(水)

提出先: 函館市経済部工業振興課 (〒040-8666 函館市東雲町4番13号)

提出方法: 郵送, 持参またはメール

郵送の場合: 令和6年11月6日(水) 必着

持参の場合: 受付時間は平日の8時45分～17時30分まで

メールの場合: 令和6年11月6日(水) 17時30分まで

8 その他

- (1) 出店枠を超える応募があった場合は、本事業の趣旨に照らして選定を行います。原則書面審査としますが、応募者による概要説明等を行っていただく場合があります。なお、応募条件が同じと判断した場合は先着順に選定させていただきます。
- (2) 選定された方については後日、市のホームページ等で公表します。
- (3) 出店者の皆様には事業終了後に、本事業における売上報告書等の書類を提出していただきます。

〈お問い合わせ先〉

函館市経済部工業振興課

担 当：下川（しもかわ），三橋（みつはし）

電 話：0138-21-3316

メー ル：kougyoul@city.hakodate.hokkaido.jp